

10月から自家用広告物の設置に 許可申請が必要になります！

近年、老朽化した屋外広告物の落下などによる事故が全国的に発生し、問題となっていることから、市民の安全確保を図るため山口県屋外広告物条例の一部が改正されました。

▶ 屋外広告物とは？

常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立て看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板および建物その他の工作物などに掲出され、または表示されたものなどで、自家用広告物と一般広告物に分けられます(営利を目的としないもの(行事の案内板など)も含む)。

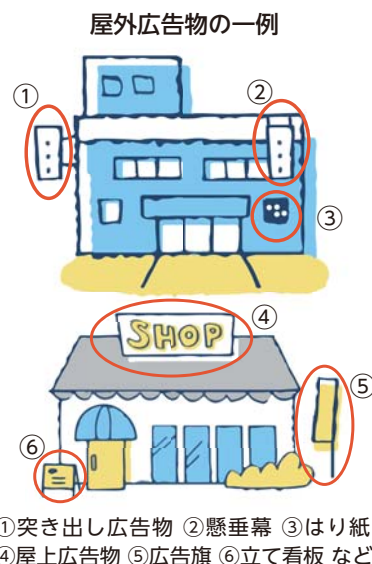
▶ 自家用広告物の許可申請が必要になります

これまで許可不要だった自家用広告物のうち禁止地域や許可地域(国道や主要県道沿いなど)内にある一定の規模を超えるものは、事前に許可を得て設置することが必要になります。

※改正前から設置している自家用広告物も許可申請が必要です

→ 自家用広告物とは？

自己の氏名、店名、事業者名、営業の内容などを表示するため、自己の住所または事業所などに表示する広告物



自家用広告物の主な申請基準

次の①～③を確認し、該当する場合は許可申請をしてください

①禁止地域

広告物の表示・設置が禁止されている地域

例：風致地区、文化財保護法指定地域、主要道路・鉄道の区間など

- 広告物の表示面積の合計が5㎡以下

→ 許可申請は不要

- 広告物の表示面積の合計が5㎡を超える

→ 許可申請が**必要**

②許可地域

広告物の表示・設置に許可が必要な地域

例：禁止地域を除く主要道路・鉄道の区間

- 広告物の表示面積の合計が10㎡以下

→ 許可申請は不要

- 広告物の表示面積の合計が10㎡を超える

→ 許可申請が**必要**

①②以外の地域

許可申請は不要

市内の規制区域

(禁止地域・許可地域)などの詳細はホームページを確認してください



岩国市 屋外広告物 検索

お店や会社の看板には安全対策が義務付けられています！！

- 屋外広告物の設置者や管理者には安全点検の実施義務があります(はり紙、広告幕などは対象外)。
- 屋外広告物の許可申請(新規申請を除く)には、申請を行う3ヵ月以内に有資格者が実施した屋外広告物安全点検報告書を添付してください。

※有資格者とは屋外広告士、建築士(1級・2級)、特定建築物調査員、日本サイン協会および日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習修了者の4者をいいます

【許可申請に関するお問い合わせは】

岩国市公園景観課 ☎(29)5162

【条例の改正に関するお問い合わせは】

山口県都市計画課 ☎083(933)3720